

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月17日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

揚水管漏水修繕

2 履行場所

横浜市磯子区洋光台4-15-1

横浜市立洋光台第二小学校

3 契約日

令和6年12月13日

4 履行日又は履行期間

令和7年2月28日

5 契約金額

587,400円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市保土ヶ谷区仏向西25-3

有限会社 イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年11月29日、建築基準法12条点検を実施した際、点検業者より高架水槽揚水管が漏水している指摘があった。揚水管は腐食が著しく、継手に穴が開いていた。揚水管が完全に破損すれば、高架水槽への給水ができなくなり、校舎のトイレが使用できなくなるため、児童や施設利用者の健康・衛生に著しい支障が生じることから、緊急契約での修繕作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管

教育委員会事務局教育施設課